

## バリアフリー化のための事業

### - 1 事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿うものであり、鉄道駅、生活関連施設及び生活関連経路など重点整備地区内においてバリアフリー化の整備を進める際、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示したものである。

金沢文庫駅・金沢八景駅周辺地区においてバリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を実現していくことを目標とする。

#### 1. 鉄道駅等のバリアフリー化

##### 【移動等円滑化された経路の確保】

- ・駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路（移動等円滑化された経路）を1ルート以上確保する。
- ・移動等円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とする。また、他のルートがある場合は、主動線以外についても可能な限り、移動等円滑化された経路を確保することが望ましい。

##### 【安全な階段の整備】

- ・階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

##### 【誘導案内設備の整備】

- ・案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字や音声等により情報提供する。
- ・駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。
- ・改札口、エスカレーター、トイレ、ホーム、階段などの鉄道駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内の設置に努める。

音案内とは、誘導チャイム等によって施設・設備の位置を告知する音響案内及び「ことば(音声)」によって、施設・設備の位置ならびに設備内容などを伝える音声案内のこと。

#### 【使いやすい設備の整備】

- ・エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・トイレについては、空間が確保できる場合、多目的トイレの整備に努める。
- ・乗車券等販売所には、筆談用具を備え、その存在を表示する。

#### 【プラットフォームにおける安全対策】

- ・プラットフォームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保する。
- ・ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

#### 【職員に対する適切な教育訓練】

- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努める。

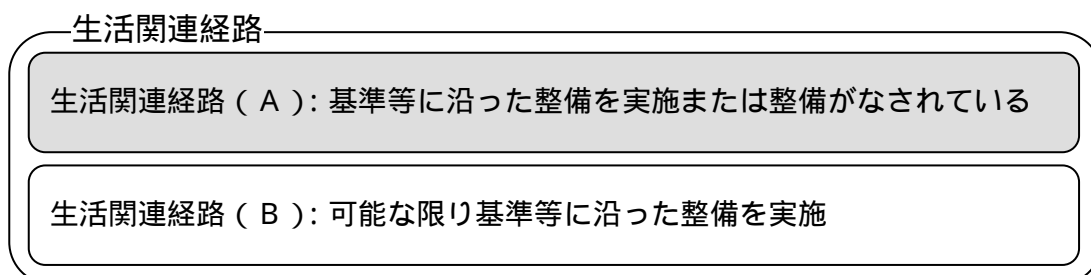
## 2. 道路等のバリアフリー化

- ・生活関連経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保する。
- ・歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造(適切な勾配・段差や平坦部の確保など)とする。  
また、雨や雪の場合でも、転倒や車いすのスリップを防ぐため、水たまりができにくく、滑りにくい舗装や構造とする。
- ・案内サイン等は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内サイン等を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。
- ・生活関連経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備をすることとする。
- ・歩道上においては、はみ出し看板の撤去の指導、放置自転車対策、視覚障害者誘導用ブロックの広報啓発活動等により、安全な歩行空間を確保する。

## 生活関連経路の区分

道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次に示す『生活関連経路（A）』と『生活関連経路（B）』の2つに区分する。

経路の区分は、図5-1に示す。



### 【生活関連経路（A）】

- ・ 生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路

### 【生活関連経路（B）】

- ・ 生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）

## 3. 交通安全施設等のバリアフリー化

- ・ 道路横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備する。なお、広い交差点においては、方向定位に配慮するなど、視覚障害者の誘導に十分配慮する。また、横断距離が長い場合は、高齢者や障害者等が安全に横断できる信号の青時間確保に配慮する。さらに、音響式信号機については、周囲の環境等を考慮し、利用者がおうだんするために的確に判断できる音量の調整について検討を行う。
- ・ 歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化や、必要に応じて交通規制の実施を検討する。

#### 4．建築物（生活関連施設）のバリアフリー化

- ・すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるよう道路等敷地の外部から施設内までの移動経路を確保する。
- ・施設内においては、高齢者、障害者等すべての人が円滑に水平・垂直移動できるよう努める。
- ・高齢者、障害者等すべての人が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援するため案内情報の設置に努める。
- ・一定時間滞在する施設においては、高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置に努める。
- ・施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、施設職員の教育訓練の充実を図る。

## - 2 特定事業及びその他の事業

- 1 「事業の基本的な考え方」を踏まえた、バリアフリー化のための具体的な事業として、下記に示す「特定事業」を本基本構想に位置づける。

・公共交通特定事業	：旅客施設等のバリアフリー化に関する事業
・道路特定事業	：道路のバリアフリー化に関する事業
・交通安全特定事業	：音響式信号機の設置等に関する事業
・建築物特定事業	：建築物のバリアフリー化に関する事業

また、これらの「特定事業」とあわせて実施すべき事業を「その他の事業」とする。各事業の事業実施箇所、事業内容は図 5-1 及び 42 頁以降に示すとおりである。

事業実施の目標時期は、原則として、基本構想策定から 5 年後の平成 29 年度とする。しかし、本基本構想の策定段階において実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業については、「今後機会を捉えて実施」とする。

事業の実施にあたっては、次頁に示したバリアフリー法に基づく移動等円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うこととする。

また、効果的なバリアフリー化を実現するため、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など各事業主体は、関係する事業間の実施時期や内容に関して十分な連携・整合を図ることとする。

なお、ここに示した「特定事業」及び「その他の事業」に挙げられていない事業であっても、金沢文庫駅・金沢八景駅周辺地区における移動等の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、具体的な検討を行い、バリアフリー化の推進に努めることとする。

【バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準及びガイドライン】

名称	発行年 / 発行者
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	平成 18 年 12 月 政令
移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	平成 18 年 12 月 国家公安委員会規則
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン	平成 19 年 7 月 交通エコロジー・モビリティ財団
公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン	平成 19 年 7 月 交通エコロジー・モビリティ財団
改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成 23 年 8 月 財団法人 国土技術研究センター
ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり	平成 20 年 2 月 社団法人 日本公園緑地協会
高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	平成 24 年 人にやさしい建築・住宅協議会

【参考】

名称	発行年 / 発行者
横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	平成 17 年 3 月 横浜市健康福祉局
横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（増補版）	平成 20 年 3 月 横浜市健康福祉局
横浜市公共サインガイドライン（改訂版）	平成 23 年 3 月 横浜市都市整備局

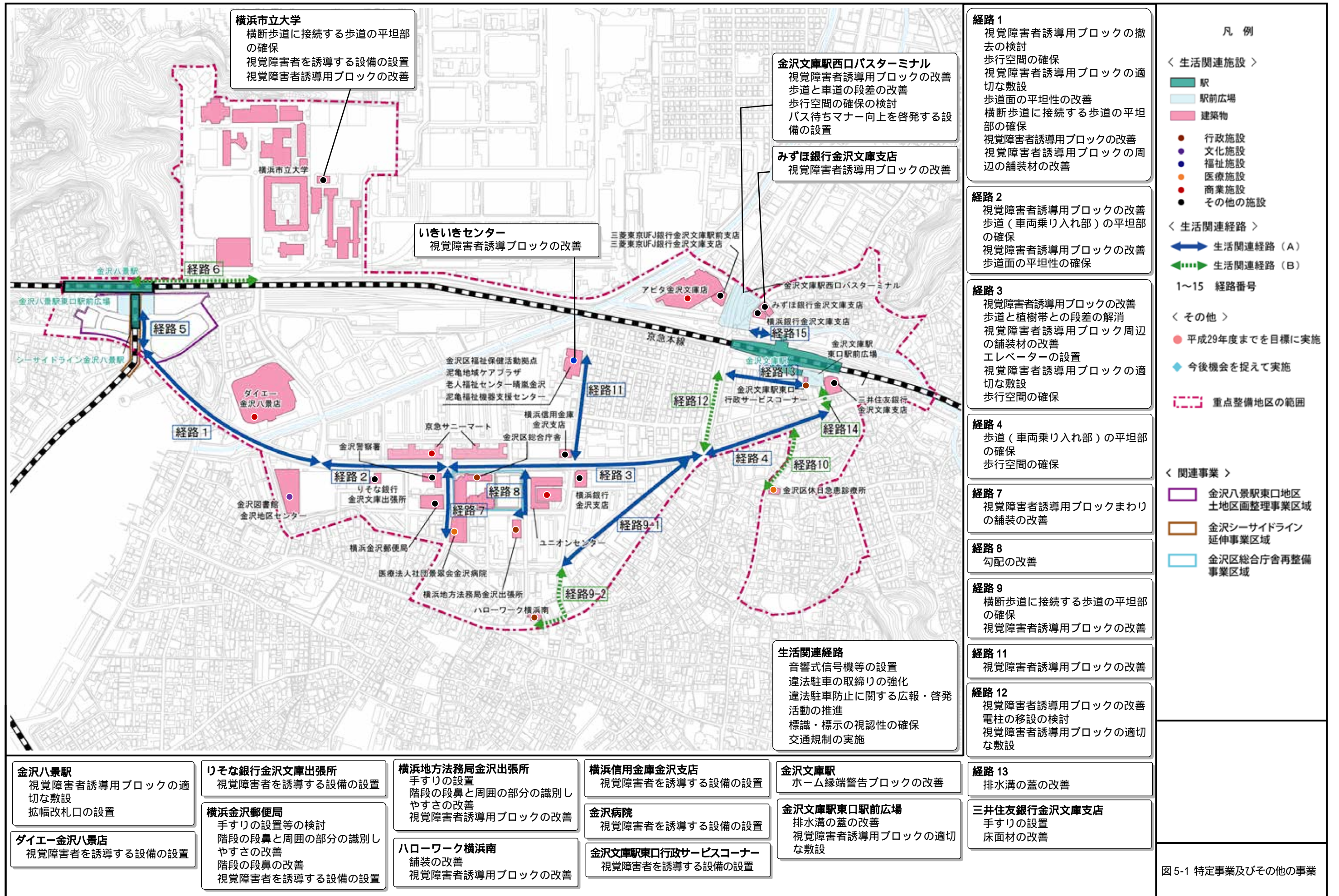


図 5-1 特定事業及びその他の事業

1. 公共交通特定事業

1-1) 京浜急行電鉄株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備 考
金沢文庫駅	・ホーム縁端警告ブロックの改善			内方線の設置
金沢八景駅	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			改札外のトイレ
	・拡幅改札口の設置			金沢八景駅東口地区土地区画整理事業に伴う金沢八景駅の改良工事において実施する



## 2. 道路特定事業

### 2-1) 国土交通省

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度まで を目標に実施	今後機会を捉え て実施	備 考
経路 1 : 国道 16 号線	・ 視覚障害者誘導用ブロックの撤去の検討			瀬戸交差点北側の歩道 関係機関との調整が必要
	・ 歩行空間の確保			瀬戸神社前交差点の歩道橋 設置箇所の歩道 整備について技術的な課 題がある 平成 29 年度を目標に整 備について検討する
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			新瀬戸橋の歩道
	・ 歩道面の平坦性の改善			瀬戸交差点の横断歩道に接 続する歩道
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			瀬戸交差点の横断歩道に接 続する歩道
	・ 横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保			瀬戸交差点
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善			瀬戸神社前交差点の歩道橋 に接続する歩道 敷設幅の改善
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの周辺の舗装材の改善			瀬戸神社前の歩道 色の改善

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度まで を目標に実施	今後機会を捉え て実施	備 考
経路 1 (つづき): 国道 16 号線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設</li> </ul>			瀬戸交差点の歩道のマンホール 占有企業者との調整が必要
経路 2 : 国道 16 号線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善</li> </ul>			リンガーハット前の歩道の 共同溝の蓋
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道 (車両乗り入れ部) の平坦部の確保</li> </ul>			ENEOS Dr. Drive セルフ八 景店前の歩道 民地側との高さの調整等 が必要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善</li> </ul>			ENEOS Dr. Drive セルフ八 景店前の歩道 段差の改善
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道の平坦性の確保</li> </ul>			金沢警察署前交差点の信号 柱の基礎
経路 3 : 国道 16 号線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善</li> </ul>			京急サニーマート駐車場前 段差の改善
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道と植樹帯との段差の解消</li> </ul>			泥亀二丁目交差点

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度まで を目標に実施	今後機会を捉え て実施	備 考
経路 3 ( つづき ) : 国道 16 号線	・ 視覚障害者誘導用ブロック周辺の舗装材の改善			泥亀二丁目交差点の歩道 色の改善
	・ エレベーターの設置			君ヶ崎交差点の歩道橋 整備について技術的な課 題がある 平成 29 年度を目標に整 備について検討する
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			経路上の歩道のマンホール 占用企業者との調整が必 要
	・ 歩行空間の確保			君ヶ崎交差点の歩道橋下の 歩道 整備について技術的な課 題がある 平成 29 年度を目標に整 備について検討する
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			君ヶ崎交差点の歩道のマン ホール 占用企業者との調整が必 要

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度まで を目標に実施	今後機会を捉え て実施	備 考
経路 4 : 国道 16 号線	・ 歩道（車両乗り入れ部）の平坦部の確保			君ヶ崎稲荷神社隣の駐車場前 整備について技術的な課題がある 平成 29 年度を目標に整備について検討する
	・ 歩行空間の確保			整備について技術的な課題がある 平成 29 年度を目標に整備について検討する

2 - 2 ) 横浜市

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度ま でを目標に実施	今後機会を捉え て実施	備 考
経路 7 : 金沢区総合庁舎前	・ 視覚障害者誘導用ブロックまわりの舗装の改善			横浜金沢郵便局前の歩道 色の改善
経路 8 : 横浜地方法務局金沢出張 所	・ 勾配の改善			泥亀公園前の歩道

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備 考
経路 9 : ハローワーク横浜南前	・ 横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保			金沢土木事務所入口交差点 民地側との高さの調整が必要
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善			寺前バス停 色の改善
経路 11 : いきいきセンター前	・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善			いきいきセンター東側の歩道 目違いの改善
経路 12 : 笹下釜利谷道路側道	・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善			経路全体の歩道 色の改善
	・ 電柱の移設の検討			経路全体の歩道 占用企業者との調整が必要
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善			すずらん通り商店街の入口 の交差点の歩道 剥離の改善
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			すずらん通り商店街の入口 の交差点 (マンホール)

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度ま でを目標に実施	今後機会を捉え て実施	備 考
経路 13 : すずらん通り商店街	・ 排水溝の蓋の改善			すずらん通り商店街の入口 の交差点 車いすのキャスターが落 ち込まない構造に改善
金沢文庫駅西口バスター ミナル	・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善			ハックドラッグ前 色の改善
	・ 歩道と車道の段差の改善			タクシー乗り場 民地側との高さの調整が 必要
	・ 歩行空間の確保の検討			アピタ前のバス乗り場

### 3.交通安全特定事業

#### 3-1)神奈川県公安委員会

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度まで を目標に実施	今後機会を捉え て実施	備 考
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"><li>・音響式信号機等の設置</li><li>・違法駐車取締りの強化</li><li>・違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進</li><li>・標識・標示の視認性の確保</li><li>・交通規制の実施</li></ul>			

#### 4. 建築物特定事業

##### 4-1) 横浜市

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
金沢文庫駅東口行政サービスコーナー	・視覚障害者を誘導する設備の設置			歩道上から建物出入口（案内施設）まで連続誘導する

##### 4-2) 法務省

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
横浜地方法務局金沢出張所	・手すりの設置			出入口の階段
	・階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善			出入部の階段
	・視覚障害者誘導用ブロックの改善			歩道上に視覚障害者誘導ブロック(キャッチブロック)を設置する

##### 4-3) 横浜南公共職業安定所

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
ハローワーク横浜南	・舗装の改善			敷地境界部
	・視覚障害者誘導用ブロックの改善			歩道上から建物出入口（案内施設）まで連続誘導する



4 - 4 ) 公立大学法人横浜市立大学

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備 考
横浜市立大学	・ 横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保			関係事業者との調整が必要
	・ 視覚障害者を誘導する設備の設置			視覚障害者誘導用ブロックの設置により、守衛室窓口へ誘導する
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善			色及び誘導方向の改善 関係事業者との調整が必要

4 - 5 ) 横浜市

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備 考
金沢区福祉保健活動拠点 泥亀地域ケアプラザ	・ 視覚障害者誘導ブロックの改善			駐輪場区画との離隔の確保
老人福祉センター晴嵐金沢 泥亀福祉機器支援センター	・ 視覚障害者誘導ブロックの改善			歩道上に視覚障害者誘導ブロック(キャッチブロック)を設置する

4-6) 医療法人社団景翠会

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
医療法人社団景翠会金沢病院	・視覚障害者を誘導する設備の設置			歩道上から建物出入口（案内施設）まで連続誘導する

4-7) 三井不動産株式会社、株式会社日本製鋼所、三菱 UFJ 信託銀行株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
ダイエー金沢八景店	・視覚障害者を誘導する設備の設置			国道 16 号側出入口 歩道上から建物出入口（案内施設）まで連続誘導する

4-8) 日本郵便株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
横浜金沢郵便局	・手すりの設置等の検討			出入部の階段
	・階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善			出入部の階段
	・階段の段鼻の改善			出入部の階段 床面の平坦性の改善
	・視覚障害者を誘導する設備の設置			歩道上から建物出入口（案内施設）まで連続誘導する

4-9) 株式会社京急ビルマネジメント

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
三井住友銀行金沢文庫支店	・手すりの設置			建物出入口部のスロープ
	・床面材の改善			建物出入口部のスロープ 表面を滑りにくい仕上げとする

4-10) 株式会社りそな銀行

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
りそな銀行金沢文庫出張所	・視覚障害者を誘導する設備の設置			歩道上から建物出入口（誘先 ATM）まで連続誘導する

4-11) 株式会社みずほ銀行

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
みずほ銀行金沢文庫支店	・視覚障害者誘導用ブロックの改善			

4-12) 横浜信用金庫

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
横浜信用金庫金沢支店	・視覚障害者を誘導する設備の設置			歩道上に視覚障害者誘導用ブロック（キャッチブロック）を設置する

## 5 . その他の事業

### 5 - 1 ) 京浜急行電鉄株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度まで を目標に実施	今後機会を捉え て実施	備 考
金沢文庫駅東口駅前広場	・ 排水溝の蓋の改善			タクシー乗り場前 車いすのキャスターが落ち 込まない構造に改善

### 5 - 2 ) 京浜急行バス株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度まで を目標に実施	今後機会を捉え て実施	備 考
金沢文庫駅東口駅前広場	・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			バス乗り場
金沢文庫駅西口バスター ミナル	・ 歩行空間の確保の検討			アピタ前のバス乗り場
	・ バス待ちマナー向上を啓発する設備の設置			アピタ前のバス乗り場

## 6. その他の事項

### 6-1) 横浜市、横浜新都市交通株式会社

事業箇所	主な指摘事項に対する対応策	平成 29 年度まで を目標に実施	今後機会を捉え て実施	備 考
金沢シーサイドライン金 沢八景駅	・多機能トイレの設置			金沢シーサイドライン金沢八 景駅延伸事業等では、主な指 摘事項に対する対応策を考慮 し、バリアフリー法に基づく 基準等に沿った整備を実施す る。
	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			
	・階段の手すりの改善			
	・階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改 善			
	・シーサイドライン金沢八景駅と金沢八景駅間 を、視覚障害者誘導用ブロックを設置し連続誘 導する			
	・シーサイドライン金沢八景駅と金沢八景駅間 にバリアフリー経路を確保する			

### 6-2) 横浜市

事業箇所	主な指摘事項に対する対応策	平成 29 年度まで を目標に実施	今後機会を捉 えて実施	備 考
金沢八景駅東口駅前広場、 経路 5、経路 6	・歩行空間の改善			金沢八景駅東口地区土地区画 整理事業等では、主な指摘事項 に対する対応策を考慮し、バリ アフリー法に基づく基準等に 沿った整備を実施する。
	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			
	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設 (金沢八景駅及びシーサイドライン金沢八景駅 と連続誘導対象施設間を連続誘導する)			
	・バス停留所の段差の改善			
	・バスが正着できる構造に歩道を改善(バス停 留所)			

6-3) 横浜市

事業箇所	主な指摘事項に対する対応策	平成 29 年度まで を目標に実施	今後機会を捉え て実施	備 考
金沢区総合庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スロープの勾配の改善</li> </ul>			<p>金沢区総合庁舎再整備事業では、主な指摘事項に対する対応策を考慮し、バリアフリー法に基づく基準などに沿った整備を実施する。</p>

各事業の概要は、 - 5 ( P.23 ~ P.25 ) を参照

### - 3 その他配慮を要する事項

#### ( 1 ) 建築物のバリアフリー

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者（テナント）の三者が協力してバリアフリー化する必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもある。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化については、建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めるとともに、建替え等の大規模な改修時などの機会をとらえて、同基準に適合するよう検討の上、整備することが必要である。

#### ( 2 ) 「文庫ふれあいの道」について

「文庫ふれあいの道（地下道）」については、横浜市バリアフリー検討協議会金沢文庫駅・金沢八景駅周辺地区部会において、自転車と歩行者及び車いす使用者とが接触する危険があるとの意見があった。

このため、自転車通行のマナー向上のための啓発看板の増設や、ポストコーン及びカーブミラーの増設等の検討により、安全対策の向上に努めていくことが必要である。

## 基本構想策定後の事業推進にあたって

国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」には、バリアフリーに関する意義や目標などを定めるとともに、バリアフリー化の促進のために、国、地方公共団体、施設管理者（事業者）、国民が、それぞれ果たすべき責務等についても定めている。

これらを踏まえ、基本構想策定後、バリアフリー化の促進にあたって、横浜市、事業者、市民が配慮すべき事項等について、以下に示す。

### 1．特定事業の実施について

- ・横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- ・横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者間、及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- ・事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- ・市民は、移動等円滑化を推進するため、交通のバリアフリー化等の事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーに心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとする。

### 2．事業の進捗管理及び事業の評価について

- ・横浜市は事業の進捗管理や事業評価の必要性を鑑み、その手法について検討していくこととする。

### 3．進捗状況及び事業内容の広報について

- ・横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広報に努めることとする。

### 4．新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直しについて

- ・歩行空間のバリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援システムなど、バリアフリー化に関する技術開発が進められている。このような新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとする